

相模原市農業委員会第16回会議議事録

開会日時 令和5年6月30日 午後1時30分

閉会日時 令和5年6月30日 午後2時34分

開催場所 市民会館3階 第1大会議室

出席委員 (印)

	青 木 齊		志 村 佳 男		八 木 拓 美
	齋 藤 憲 一		阿 部 健	16	菱 山 喜 章
	加 藤 正 博		高 橋 三 行		藤 村 達 人
	渋谷 久 夫		齋 藤 孝 之	18	天 野 明
	斉 藤 嘉 之		山 口 幸 男		加 藤 通 一
	大 塚 優 子		大 谷 健 一		
	小 林 康 史		西 東 邦 雄		

出席委員 17名

欠席委員 2名 (16番菱山喜章委員、18番天野明委員)

傍聴人 0名

事務局 前田康行 伊藤和彦 天野修 濱端雄高 鈴木克彦

議事録署名人 議 長

議席 1番

議席 19番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第7回農政運営委員会報告
3	議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第15号	農地法第5条の規定による許可申請について
5	議案第16号	農用地利用集積計画の決定について
6	議案第17号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第18号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第19号	特定農地貸付けの承認について
9	報告第13号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
10	報告第14号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
11	報告第15号	非農地証明書の発行について
12	報告第16号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
13	報告第17号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第16回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は17名で、定足数に達しております。

本日、16番菱山喜章委員、18番天野明委員より、欠席の旨通告がありますので御報告いたします。

本日の総会の議事録署名委員につきましては、1番青木齊委員、19番加藤通一委員を御指名いたします。

傍聴者はありません。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

前田事務局長に報告いたさせます。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、令和5年5月31日から令和5年6月29日までの主な会務につきまして報告をさせていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

6月21日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、報告3件となっております。

続きまして、市関係でございます。

5月31日、農業委員会第15回総会を行いまして、委員19名に御出席いただきました。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

6月12日、農地利用最適化推進委員本庁地区個別報告会を行いまして、農地利用最適化推進委員9名が出席しております。内容につきましては、5月の活動報告についてほかでございます。

6月13日、農地利用最適化推進委員津久井地区個別報告会を行いまして、農地利用最適化推進委員8名が出席しております。内容につきましては、本庁地区同様、5月の活動報告についてほかでございます。

6月16日、第7回農政運営委員会を行いまして、農政運営委員10名が出席しております。内容につきましては、令和6年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見における項目別の検討についてほかでございます。

また、同日におきまして、相模原市農業委員会連合会役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長、高橋監事、天野監事が出席しております。内容につきましては、令和4年度事業報告及び収支決算についてほかでございます。

裏面を御覧ください。

6月22日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

続きまして、2のその他、市関係でございます。

6月19日、緑区鳥屋におきまして農地再生モデル事業が行われまして、農業委員7名、農地利用最適化推進委員1名による、津久井在来大豆の種まき前の準備作業等を行いました。

また、6月27日には農業委員8名、農地利用最適化推進委員9名による、種まきと電気柵の設置を行いました。当日の朝方はまだ雨が降っていたということで、実施できるかどうか判断が難しかったと思いますけれども、実施との判断をされまして、その後、

雨も上がって、蒸し暑い中での作業でしたけれども、皆様、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

報告は以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。

17番（藤村委員）

市関係の のブランド協議会は、どのようなことを協議されましたか。

事務局（前田事務局長兼次長）

私、先日、出席してまいりました。会議の内容としましては、令和4年度の事業報告、収支決算が中心でしたけれども、1つ、ブランド化推進品目にキウイフルーツを追加認定という報告もございました。平成20年頃以前でしょうか、その頃はブランド品目ということで取組を進めていたようですねけれども、ブランドといいますのは、それが広く世に浸透して、認知されて初めてブランドかなという部分もありますので、市側がブランド認定ということではなくて、ブランド化を目指す、それを推進していくということで、平成20年頃にブランド化推進品目と変わった経過があると承知していますが、その品目に、昨年、キウイフルーツを追加したというお話がございました。

以上でございます。

17番（藤村委員）

ありがとうございます。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかに御発言はございませんか。

よろしいですね。

議長（阿部会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 第7回農政運営委員会報告

議長（阿部会長）

続いて、日程2「第7回農政運営委員会報告」をいたします。

高橋委員長から報告をお願いします。

委員長（高橋委員）

それでは、第7回農政運営委員会結果報告をいたします。

6月16日に開催されました第7回農政運営委員会の結果について報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

会議の中で主な意見ですが、議題2について、食育の充実や学校給食への地場産物の利用増大に関する市への意見を改めて検討してはどうかという意見が多くありました。

また、前回の市への意見にあった津久井地域の広域防護柵の設置について、要望調査をしても要望がない状況が続いたことから、見直したほうがよいという意見がありました。

以上で第7回農政運営委員会の結果報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

それでは、以上で第7回農政運営委員会報告を終わります。

日程3 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程3議案第14号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（天野総括副主幹）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-4及び3-1004から1006は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和5年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-4について説明します。3-4は、南区下溝に住む譲渡人が所有する農地を、農地所有適格法人の株式会社グリーンピア相模原が、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本件の申請地です。申請地は、下溝の畑、1筆、793㎡です。今後の作付はニンニク等、露地栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、市内の経営農地60筆、39,680.89㎡で、全て適切に関連されています。法人要件につきましては、農地所有適格法人の要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断いたしました。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、津久井事務所管内の3件について説明いたします。引き続き、2ページを御覧ください。

收受番号3-1004から1006は、緑区鳥屋に住む譲受人が、おのこの緑区鳥屋に住む譲渡人の所有する農地を、リニア中央新幹線事業の農地の収用に伴う代替地として所有権移転する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は、鳥屋の畑、3筆、2,145㎡です。今後の作付は植木及び庭木の苗木を予定しております。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地10筆、4,126㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日、妻が200日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号3 - 4については、南区担当、志村佳男委員、お願いします。

8番（志村委員）

6月27日、現地確認に行っていました。相模が丘病院の北側になります。周りの畑はかなり耕作放棄が多いんですけども、グリーンピアさんできれいにして、いろいろな野菜を作っていただけだと思います。特に問題はございませんでした。

以上です。

議長（阿部会長）

収受番号3 - 1004から1006について、本日欠席の菱山委員から、6月27日に中島推進委員と加藤推進委員と現地調査をした。特に問題はないが、隣地の竹がはびこるのが心配です。また、写真では草が繁茂しているが、現地は草刈りもされている。許可相当であると報告がありました。

これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第14号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程3議案第14号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程4議案第15号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（天野総括副主幹）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-5及び5-1005から5-1016は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和5年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号5-5は、エクステリア業を営む譲受人が、譲渡人が所有する上九沢の農地、1筆、972㎡の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況については、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、エクステリア業を営んでおり、事業拡大により、現在賃借中の置場が手狭なため、新たに資材置場及び駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、万能鋼板2mを設置して土留めする計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は大沢保育園の北東約15mです。

以上で本庁分の説明を終わります。

事務局（伊藤所長）

続きまして、收受番号5-1005は、譲受人が、譲渡人が所有する中野の農地、1筆、206㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受人は現在貸家に住んでおり、手狭なため、自己住宅を建築するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、周囲を既存及び新設コンクリートブロック1段から3段積みで土留めをし、雨水については雨水浸透柵で敷地内浸透し、汚水については公共下水道に接続します。申請地は相模原市津久井総合事務所の北西約450mです。

続きまして、收受番号5-1006は、譲受人の株式会社銭高組が、貸出人が所有する小倉の農地、2筆、596㎡に賃借権を設定し、仮設工事用地及び幅員3mの仮設道路用地として一時転用するための申請です。転用期間は許可後から令和9年3月19日までです。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、譲受人はリニア中央新幹線相模川橋梁工事に伴う仮設工事用地及び工事期間中は周辺の道路を通行止めにするため、近隣住民のための仮設道路として一時転用するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、万能鋼板高さ3mを設置し、雨水については、事業用地の中心部に向けて勾配を取り、敷地内は砕石敷き

による敷地内浸透とする計画です。申請地は市立小倉プールの南約460mです。

続きまして、收受番号5-1007は、譲受人の株式会社戸田ゴルフクラブが、譲渡人が所有する長竹の農地、1筆、528㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は申請地の隣接地でゴルフ場を運営しており、現在使用している資材置場が手狭となり、ゴルフ場管理用の防護柵や防球ネットなどを置くための資材置場を確保するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、新たにコンクリートブロック1段から3段積みで土留めをし、その上部にネットフェンス高さ1.8mを設置し、雨水については、土のままで整地及び転圧をし、敷地内浸透とする計画です。申請地は市立串川中学校の南東約500mです。

続きまして、收受番号5-1008は、譲受人のimageMILL株式会社が、譲渡人が所有する沢井の農地、2筆、61㎡の所有権移転を受け、事務所敷地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は広告代理業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たに事務所の敷地として転用するためです。申請地の隣地には古民家があり、この建物を改装して業者と商談するための事務所として使用する計画です。また、敷地内には公図上、水路がありますが、所管する津久井土木事務所とは、境界を明確にし、現状の土の状態での使用許可を得ています。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、くい及びロープで土地区画を明示し、雨水については土のままの状態です。敷地内浸透とする計画です。申請地は市立藤野北小学校の南約660mです。

続きまして、收受番号5-1009は、譲受人が、譲渡人が所有する青山の農地、1筆、479㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は現在貸家に住んでおり、手狭なため、自己住宅を建築するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、新設コンクリートブロック3段積みとフェンス高さ80cmで土留めをし、雨水については雨水浸透柵で敷地内浸透し、汚水については合併浄化槽を設置し、吸込槽により処理します。申請地は相模原市串川出張所の南約400mです。

続きまして、收受番号5-1010は、譲受人のシンワロジスティクス株式会社が、譲渡人が所有する青山の農地、1筆、308㎡の所有権を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は運送業を営んでおり、事業拡大により事業所敷地内にトラック3台を増車し、駐車するため、従業員用駐車場を確保するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロック1段から2段で土留めをし、雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市串川出張所の北西約520mです。

続きまして、收受番号5-1011は、譲受人が、譲渡人が所有する青山の農地、1筆、490㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況に

つきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は現在貸家に住んでおり、手狭なため、自己住宅を建築するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存の地先ブロックを使用するとともに、新設コンクリートブロック1段から2段で土留めをし、雨水については雨水浸透柵で敷地内浸透し、汚水については公共下水道に接続します。申請地は相模原市串川出張所の北約400mです。

続きまして、收受番号5-1012は、譲受人の株式会社クラフティが、譲渡人が所有する青野原の農地、1筆、339㎡の所有権移転を受け、駐車場及び資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は建設業を営んでおり、事業拡大により新たに駐車場及び資材置場を確保するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、木板高さ20cmで土留めをし、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立青和学園の東約1,900mです。

続きまして、收受番号5-1013は、譲受人の個人事業者が、譲渡人が所有する青山の農地、1筆、126㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は内装工事業を営んでおり、事業拡大により新たに資材置場を確保するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロック3段及びコンクリートブロック擁壁高さ10cmから90cmで土留めをし、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市串川出張所の北約430mです。

続きまして、收受番号5-1014は、譲受人が、譲渡人が所有する若柳の農地、1筆、208㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は現在実家に住んでおり、手狭なため、自己住宅を建築するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、RC擁壁高さ80cmから180cmで土留めをし、雨水については雨水浸透柵で敷地内浸透し、汚水については合併浄化槽を設置し、吸込槽により処理します。申請地は市立内郷小学校の北約540mです。

続きまして、收受番号5-1015は、譲受人の株式会社LAPISが、譲渡人が所有する小倉の農地、1筆、112㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は土木工事業を営んでおり、事業拡大により新たに駐車場を確保するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存間知ブロック擁壁高さ180cm及び新設万能鋼板高さ40cmで土留めをし、雨水については、碎石敷きにより敷地内浸透とする計画です。申請地は市立小倉プールの南約500mです。

続きまして、收受番号5-1016は、譲受人の大東電業株式会社が、譲渡人が所有

する寸沢嵐の農地、1筆、2,373㎡に賃借権を設定し、仮設資材置場として一時転用するための申請です。転用期間は許可後から令和6年4月30日までです。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は15ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、借受人は電気工事業を営んでおり、近隣での鉄塔建設工事に伴う仮設工事用地として一時転用するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ガードフェンス高さ180cmにより仮囲いをした上で、ベニヤ板高さ30cmで土留めをし、雨水については敷地内のトラック通路部分を鉄板により隙間を空けて養生し、資材を置く部分については、土のまま整地し、敷地内浸透とする計画です。申請地は市立内郷中学校の南西約640mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-5については、緑区担当、山口幸男委員、お願いいたします。

12番（山口委員）

6月24日に現地を確認いたしまして、ここは一部だけ作付されていた場所だったように記憶しております。北側が何年か前に資材置場に転用された場所で、2mの鋼板を立てるということですがけれども、北側については営農環境に影響は全くありません。西側についても家庭菜園程度のもので、影響はほとんどないと思います。境も確認できました。ちょっと瓦礫のようなものが見えていまして、何か埋まっているなという感じで、農地とするのはちょっと困難かと思えます。転用するのが適当でないかと思われれます。

以上です。

議長（阿部会長）

收受番号5-1005については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いいたします。

6番（大塚委員）

高城推進委員と一緒に6月28日に見てまいりまして、この地図で御覧いただくと、駐車場と住宅地の中の農地になっております。筆数は幾つかに分かれておりますけど、個人が全てを所有している1本の長い農地で、後継者は子供の頃から農業を全然やったことのない方で、やる意思はなく、お父様が亡くなってから、草刈りだけして、ずっと雑地になってしまっていたんです。同じ地域に住む方がここを買って家を造るということなので、雨水とか土の流れは一切問題ないと思いますし、転用もやむを得ないと思います。よろしくお願ひします。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1006及び1015については、城山地区担当、齋藤孝之委員、お願ひします。

11番（齋藤委員）

6月26日、落合推進委員と行きまして、現地を見させていただきましたが、境に関しては問題なくできていました。問題ないかと思えます。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1007、1009から1011、1013については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いします。

15番（八木委員）

まず、收受番号5 - 1007についてですけれども、案内図を見ていただきたいんですが、左から右にかけて下がっていくような形で傾斜地になっております。左側がゴルフ場のすぐ敷地の境になっていまして、フェンスがずっとあるような感じでした。どこから入るのかなと思っていたんですけれども、こちらのフェンスを取っ払って中に入っていきような形で、ここが資材置場になるような形になっております。境界もしっかりしてましたので、問題ないかなと思います。1点ちょっと気になったのが、右側の部分ですけれども、1m弱ぐらいの段差になっているので、雨水の関係だけ、今回転用される方に留意していただいて、土が流れないような形にしていただければなと思います。転用自体は問題ないと思われま。

続きまして、收受番号5 - 1009です。こちら、草刈りもきちんとされていまして、転用自体、全然問題ないかなと思われんですけれども、案内図上部のさらに上の部分が崖になっていますので、今、森になっているんですね。それが多分、下に降りてくるような形というか、ほぼ崖なので、その部分だけ気をつけていただければと思います。

收受番号5 - 1010、1011、1013について、同じような形のものだったので一括してですけれども、この3件は全部、市街地にありまして、隣地との境界もきちんとされているような状態でした。草刈りもされていますし、こちらの3件についても全く問題ないかなと思われま。

以上です。審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1008については、藤野地区担当、加藤正博委員、お願いします。

3番（加藤委員）

天野委員がコロナの関係で出られなくて、守屋推進委員と6月27日に見てきました。一応、図面の関係を見て、問題はないということで、よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1012です。本日欠席の菱山委員が現地を見ていますが、そのことについて報告いたします。

6月27日に中島推進委員と加藤推進委員と現地調査をしたということで、特に問題はない、許可相当であるとの報告が来ております。

続きまして、收受番号5 - 1014及び1016については、相模湖地区担当、青木齊委員、お願いします。

1番（青木委員）

最初に收受番号5 - 1014ですけれども、5月28日に岸推進委員と現地調査いたしました。境界線もしっかりしておりますので、別に問題ないと思います。

收受番号5 - 1016ですけれども、一時転用ということで、今、きれいに境界線も

してありますし、草も刈ってありますし、問題ないと思います。ここはすごくいい土地で、農業するにはすごくいいところではないかと私は思うんです。ですけれども、よく鳥屋でもリニアの後、一時転用して返された後、どうするかということで、私、思ったんですけど、ここも1年間の転用ということで、返された後、その人がきちんと農業できるのかどうか。一時転用ということですけど、事務局で、返された後、フォローするのが大変ではないかと思うんですよ。1年間、転用でいいですよということで農業していなくて返された後、そのまま放っておかれたら、それが一番問題ではないかと思いました。

以上です。

議長（阿部会長）

事務局、今のお話で発言できますか。

事務局（伊藤所長）

収受番号5 - 1016についてですが、一時転用で、返された後の営農計画を出されておりました、所有者からは、大豆の栽培を予定しているということで伺っております。書類も頂いております。ですので、そちらをしっかりとやっていただけたらと思っております。

議長（阿部会長）

そのほかの一時転用の案件も幾つもあると思うんですけど、それについても計画は出ているということですか。

事務局（伊藤所長）

農地に復元して、それぞれ過去の案件であったり、そういったものについては露地野菜をやっていきますという書類は出ております。今回の案件は期間としては短いですが、過去の案件にあった、青野原のリニアの工事用地は7年ぐらいの一時転用期間となっておりますので、その時点で、場合によっては耕作者が相続なりということも考えられますので、確約は取れませんけれども、今の所有者さんの意向としては、一時転用が終わった時点では露地野菜をやっていきますということでいただいております。また、長期にわたる一時転用については、一時転用者側の土にできるだけ影響がないように、防草シートを敷くなりして養生するといった対策は取ってもらっているのが現実です。以上でよろしいでしょうか。

議長（阿部会長）

はい。

事務局（伊藤所長）

今回の転用で、収受番号5 - 1007と1009について補足説明させていただきたいと思いますが、八木委員から、収受番号5 - 1007について、写真の右側のところ、おっしゃるとおり1mぐらいの段差があります。なお、そこに赤道、道路が入っておりまして、その境界、実際に確定は曖昧な状態です。事業者側には、境界どおりにブロックをして、境を決めなくてもいいですよということを伝えてあります。というのは、先ほど八木委員が言われたように、傾斜がありまして、当然、地面は土ですので、崩れるおそれも考えられるということで、事業者と話をしている中で、もっと内側、左側にブロックを施工するというだけでも農業委員会側は認めますということでお話した結果、そのような形で、土が崩れないような施工をしていくという話を伺っています。

続いて收受番号5 - 1009ですけれども、八木委員から指摘を受けましたとおり、境界としては写真のように線を引いておりますが、境界より奥側は崖地になっていて、実際の境界は崖地の途中になっております。ここは自己住宅を建てるということで、建設に当たっては、境界をやはり同じように、線よりも手前、平らな部分にブロックを敷いて土留めをする計画で事業者は進めているということでございます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

補足説明もあった後ですが、これより質疑に入ります。

御発言はございますか。

2番（齋藤委員）

收受番号5 - 1015について、この内容そのものについては別に問題はないんですが、結局、小倉地区は旧城山町のエリアで、農振の地域内ですと。だけど、農用地ではございませんと。第2種農地で、不耕作、所有権の移転で駐車場を造るということですけど、この一帯は旧城山町ですから、旧3町の津久井町とか相模湖町とか藤野町とは許可の内容が違うはずで、駐車場とか何かの許可が出れば本当にいいなと思っているんですが、これは市の条例とか法律上から大丈夫なのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

事務局（伊藤所長）

今、齋藤委員が言われたように、農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地ですと、基本的には転用は許可できません。ただ、今言われたように、ここは農用地ではなく農業振興地域内、農用地区域外になっております。いわゆる農振白地になりますので、その立地については、農地区分で第1種農地とかであると駐車場の転用はできないんですけれども、ここは第2種農地という区分になりますので、農地転用は可能となっていきます。ですので、転用については問題ないエリアになります。

2番（齋藤委員）

分かりました。ありがとうございました。

17番（藤村委員）

收受番号5 - 1008、これは妥当な転用なので、反対とか、そういうことではないんです。水路が入ってしまっていて、さっきもちょっと説明があったと思うんですが、どう考えたらいいんですか。

事務局（伊藤所長）

公図上は、水路がこのように残っています。以前は、実際そのように水路があったのかなと思うんですが、案内図で見ていただくと、隣の家との間、要は申請地の境界、右側の線のところに、実際は、この土地も含めて擁壁で高台になっているんですが、その擁壁の下のところ、擁壁に沿うような形で水路が流れている状態になっています。

17番（藤村委員）

変わっているわけですね。

事務局（伊藤所長）

ええ、そうですね。水路が外に出されているというか、現状はそんな形になっております。

17番（藤村委員）

例えば、田んぼの隣の水路とこっちの水路といたら、やたら手を出せないですよ。そういう場所ではないということです。

事務局（伊藤所長）

そうですね。公図上、残ってしまっていて、地下に暗渠みたいな形で水路が通っているかということ、実際に通っていないんです。擁壁を造ったときに、水路自体を真っ直ぐにしたのではないかと、これは推測ですけども、実際、現状はそうになっております。

17番（藤村委員）

分かりました。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第15号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4議案第15号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第16号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程5 議案第16号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、19番加藤通一委員には、恐れ入りますが御退席をお願いします。

19番 加藤通一委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程5 議案第16号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（天野総括副主幹）

それでは、9ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第16号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号5-21は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和5年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

10ページを御覧ください。

整理番号5-21は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は16ページを御覧ください。契約期間は3年6か月、件数は1件、1筆、面積は1,201㎡のうち314㎡でございます。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第16号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5 議案第16号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了しましたので、19番加藤通一委員には、御着席をお願いします。

19番 加藤通一委員 着席

日程6 議案第17号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程6議案第17号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、11ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第17号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号5-1012は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和5年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、12ページを御覧ください。

整理番号5-1012は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は17ページを御覧ください。契約期間は3年6か月、件数は1件で、2筆、面積は1,264㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第17号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6議案第17号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第18号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程7議案第18号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（天野総括副主幹）

それでは、13ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第18号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号5-22から5-26は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第1項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和5年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、14ページを御覧ください。案内図は18ページから21ページです。

整理番号5-22から5-26は、中間管理機構神奈川県農業会議が借り入れ、農業者に貸し出すため、利用権を設定するものです。件数は5件で、5筆、面積は合計6,549㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第18号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7議案第18号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 19 号 特定農地貸付けの承認について

議長（阿部会長）

続いて、日程 8 議案第 19 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、15 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 19 号 特定農地貸付けの承認について。別紙特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定による承認申請収受番号 14 - 1 は、適切と認められるので、同法第 3 条第 3 項の規定に基づき承認するものとする。令和 5 年 6 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、16 ページを御覧ください。案内図は 22 ページを御覧ください。

収受番号 14 - 1 は、町田市相原町にお住まいの方が、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、市民農園を開設するための申請です。申請地は緑区町屋 1 丁目の農地の一部、畑で、1 筆、面積は 655 m²のうち 266 m²です。市民農園の概要は備考欄にあるとおり、土地所有者による開設で、30 m²の区画を 6 区画、貸付期間は 1 年間、賃料は 1 区画、年間 6,250 円です。利用者はチラシや看板により募集する計画となっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 19 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 8 議案第 19 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 9 報告第 13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 10 報告第 14号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 11 報告第 15号 非農地証明書の発行について

日程 12 報告第 16号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 13 報告第 17号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

続きますので、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はございますか。

事務局（伊藤所長）

特にございません。

議長（阿部会長）

事務局からは、補足説明はないとのことですが。

皆様から御発言はございますか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で日程 9 報告第 13号から日程 13 報告第 17号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第 17 回総会は、令和 5 年 7 月 31 日月曜日午後 1 時 30 分から開催する予定です。開催場所は市役所第 2 別館 3 階第 3 委員会室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第 16 回総会を終了いたします。